

# 創業融資のご案内

～ 令和7年度補正予算成立に伴う融資制度の改正ガイド～

日本政策金融公庫 静岡支店 国民生活事業

1. 新規開業・スタートアップ支援資金の改正・拡充	P. 2
2. ソーシャルビジネス支援資金の拡充	P. 3
3. 融資のご相談・お申込手続き	P. 4

# 1. 新規開業・スタートアップ支援資金の改正・拡充

- 令和7年度補正予算成立に伴い、新規開業・スタートアップ支援資金は主に次のとおり改正・拡充されます。
  - ・ 運転資金の限度額を4,800万円→7,200万円に拡充
  - ・ 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方の貸付利率を引下げ(特別利率B)
  - ・ 創業塾や創業セミナーなどを受け、認定市区町村が発行する有効な証明書を有している方について、証明書の発行市区町村と異なる市区町村で創業する方も特別利率が利用可能になるとともに、55歳以上の方の貸付利率を引下げ(特別利率A→特別利率B)

## 《 新規開業・スタートアップ支援資金の概要 》

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		
融資限度額	7,200万円	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金(原則) 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	[基準利率]ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。		
	1 女性の方、35歳未満または55歳以上の方 2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受け、認定市区町村が発行する証明書を取得した方(※有効な証明書の場合に限る) 4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または活動終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域において新たに事業を始める方 6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方		【特別利率A】 ただし、3に該当する方のうち、女性の方、35歳未満の方又は55歳以上の方は【特別利率B】、5または6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は【特別利率B】
	7 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方		【特別利率B】
	8 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方		【特別利率B】
	9 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方		【特別利率C】
	10 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)		【特別利率B】
	11 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方		【特別利率A・B・C】

## 2. ソーシャルビジネス支援資金の拡充

■ 令和7年度補正予算成立に伴い、ソーシャルビジネス支援資金は次のとおり拡充されます。

- ・ 運転資金の限度額を4,800万円→7,200万円に拡充

### 《ソーシャルビジネス支援資金の概要》

ご利用 いただける方	1 NPO法人 2 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方		
融資限度額	7,200万円	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	NPO法人	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 認定NPO法人(特例認定NPO法人を含みます。)	[特別利率A]
		3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方
		4 上記1～3に該当しない方	[基準利率]
	NPO法人以外	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・ 新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方

※各種融資制度とは別枠になります。

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当する必要があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 創業希望者のご相談窓口

全国152支店の窓口で創業に関するご相談を承ります。

ビジネスサポートプラザでは、中小企業診断士等の専門の相談員がじっくりとご相談を承ります。

### <ビジネスサポートプラザの特徴>

- 創業をお考えの方や、日本公庫とのお取引が初めての方にご利用いただけます。
- 創業計画のブラッシュアップを行います。
- 夜間や休日も予約制でご相談を承っております。
- 来店相談のほか、ビデオ通話によるオンライン相談も承っております。

詳しくはこちら

遠方にお住まいの方も  
ビデオ通話で相談できます！

平日忙しい方も  
夜間や休日に相談できます！



※ ビジネスサポートプラザでは、ご融資のお申込みをいただくことはできません。

ご不明な点は、事業資金相談ダイヤルまでお問い合わせください。

#### ① ご相談・お申込

- ・融資制度、お申込手続き等のお問い合わせはお電話にて承っております。
- ・支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。  
(オンラインでのご相談も承っております。)
- ・お申込はインターネット申込をご利用ください(必要書類は次ページご参照)。

#### 事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)  
0120-154-505

※受付時間は、平日9:00~19:00  
となります(国民生活事業)。  
※電話番号のお掛け間違いにご注意  
ください。

#### ② ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話を伺います。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況(計画)や資産・負債の分かる書類などです。
- ・店舗や工場をお訪ねすることがあります。
- ・オンラインでのご面談も承っております。

#### ③ ご融資

- ・ご融資の決定後、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

お申込の際は、次表に掲げる書類の電子データ等をご提出いただきます。

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書 <small>(勘定科目明細書を含みます。)</small> <input type="checkbox"/> 最近の試算表 <small>(決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</small>
設備資金をお申込の方	<input type="checkbox"/> 見積書
電子契約サービスをご利用になる方	<input type="checkbox"/> 日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)利用申込書 <input type="checkbox"/> 送金先口座の預金通帳の写し(表紙、見開き1ページ目)
はじめてご利用になる方	<input type="checkbox"/> 創業計画書 <small>(新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方)</small> <input type="checkbox"/> 企業概要書 <small>(創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。)</small> <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 <small>(法人営業の方)</small> <input type="checkbox"/> お客さま(法人の場合は代表者の方)の運転免許証(両面) <small>またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)</small> <input type="checkbox"/> 許認可証 <small>(飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)</small>

※ インターネット申込は日本公庫ホームページからご利用いただけます。  
 ※ 企業概要書、創業計画書などの各種書式は日本公庫ホームページからダウンロードできます。

インターネット  
申込はこちら



各種書式の  
ダウンロード  
はこちら



# 『経営者保証免除特例制度』のご案内

「経営者保証に関するガイドライン」に対応する制度として、経営者の保証を不要とする融資を希望される方に対し、『経営者保証免除特例制度』をお取り扱いしております。

<b>ご利用 いただける方</b>	次の 1 から 7 までのいずれかの要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方 1 税務申告を 2 期以上実施している方であって、次の (1) および (2) の要件を満たす方 (1) 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること (注 1)。 (2) 次のいずれかの要件を満たす方 ア 最近 2 期の決算期において、減価償却前経常利益が 2 期連続して赤字でないこと イ 直近の決算期において債務超過となっていないこと 2 新たに事業を始める方または税務申告を 2 期終えていない方であって、前 1 (1) の要件を満たす方 3 物的担保の提供がある方であって、前 1 (1) の要件を満たす方 4 新規開業後おおむね 5 年以内の方 (税務申告を 2 期以上実施している方に限ります。) で、かつ技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等 (注 2) であって、前 1 (1) の要件を満たす方 5 取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める方または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高がある方 6 事業承継・集約・活性化支援資金または生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を利用される方 7 ソーシャルビジネス支援資金を利用される NPO 法人の方
<b>担保・保証</b>	ご融資にあたり、 <b>経営者の保証が免除</b> されます。 担保の提供の有無は、お申込の際に選択いただけます。
<b>利率 (年)</b>	各種融資制度に定める利率 (上乗せ利率はありません。)
<b>その他の 貸付条件</b>	上記以外の貸付条件は、各種融資制度に定める条件が適用されます。

(注 1) 事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付金等がないことをいいます。

(注 2) 次のいずれかの事業を行う方をいいます。

- ①知的財産権等を利用した事業、②特定の補助金を活用した事業 (ものづくり補助金等)、③VC・ファンドから出資を受けた事業、④エンジェル税制対象企業が行う事業、⑤J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された企業が行う事業、⑥新たな技術・サービス等を活用した事業で一定の成長性が認められるもの

※ 一部ご利用いただけない融資制度がございます。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

ホームページはこちらから



# 日本政策金融公庫

中小企業事業

## ご利用ガイド

To the  
future



日本政策金融公庫  
中小企業事業

# 幅広い業種の方にご利用いただけます。

対象業種	対象規模 <sup>(※)</sup>
<sup>(注1)</sup> 製造業・建設業・運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
小売業・飲食店	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
<sup>(注2)</sup> サービス業	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

(※) 一部の融資制度に限り、本対象規模要件を超える方に貸付けが可能です。

(注1) 製造業のうち、一部のゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

(注2) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下。ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

(注3) 貸付対象は、上記の業種および企業規模に該当する会社（監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人および行政書士法人を含む。）および個人、ならびに中小企業等協同組合などとなります。

**次の業種の方は、  
日本公庫 中小企業事業の融資などの対象になりません。**

**※詳しくは、窓口でご確認ください**

農業、林業、漁業、金融・保険業（一部を除く）、不動産業のうち住宅および住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象となるものなど。

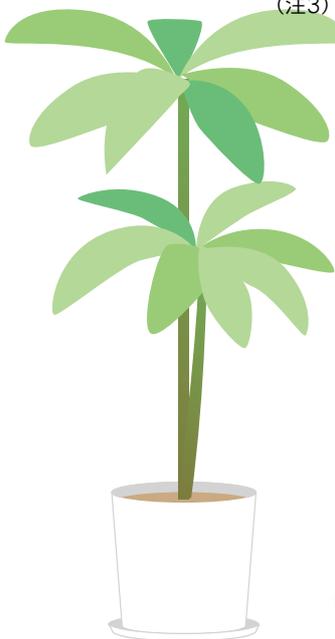
それでは、さらに詳しく

**ご融資**

と

**顧客支援サービス**

をご案内いたします。





# 全国に広がる 日本公庫 中小企業事業の ネットワーク

店舗名	所在地	電話番号	担当エリア
-----	-----	------	-------

## 北海道地区

札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北一条西 2-2-2 (北海道経済センタービル 5階)	011 (281) 5221	北海道 (旭川・釧路・函館支店営業区域を除く)
旭川支店	〒070-0034 旭川市四条通 9-1704-12 (朝日生命旭川ビル 2階)	0166 (24) 4161	上川・留萌・宗谷・網走地方、空知地方のうち深川市および雨竜郡
釧路支店	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1 (道東経済センタービル 7階)	0154 (43) 2541	釧路・十勝・根室地方
函館支店	〒040-0065 函館市豊川町 20-9 (2階)	0138 (23) 7175	渡島・檜山地方

## 東北地区

青森支店	〒030-0861 青森市長島 1-5-1 (AQUA 青森長島ビル 2階)	017 (734) 2511	青森県
盛岡支店	〒020-0024 盛岡市菜園 2-7-21 (5階)	019 (623) 6125	岩手県
秋田支店	〒010-0001 秋田市中通 5-1-51 (北都ビルディング 5階)	018 (832) 5511	秋田県
山形支店	〒990-0042 山形市七日町 3-1-9 (山形商工会議所会館 4階)	023 (641) 7941	山形県
仙台支店	〒980-8453 仙台市青葉区中央 1-6-35 (東京建物仙台ビル 10階)	022 (223) 8141	宮城県
福島支店	〒960-8031 福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル 6階)	024 (522) 9241	福島県

## 関東・甲信越地区

水戸支店	〒310-0021 水戸市南町3-3-55 (4階)	029 (231) 4246	茨城県 (千住支店営業区域を除く)
宇都宮支店	〒320-0813 宇都宮市二番町 1-31 (4階)	028 (636) 7171	栃木県
前橋支店	〒371-0023 前橋市本町 1-6-19 (4階)	027 (243) 0050	群馬県
さいたま支店	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町 1-109-1 (大宮宮町ビル 8階)	048 (643) 8320	埼玉県
千葉支店	〒260-0028 千葉市中央区新町 1000 (センシティタワー 11階)	043 (243) 7121	千葉県 (千住支店営業区域を除く)
東京支店 営一事業	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 (大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー 3階)	03 (3270) 1282	千代田区、港区
営二事業	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 (大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー 3階)	03 (3270) 7994	中央区、台東区
営三事業	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 (大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー 3階)	03 (3270) 6801	墨田区、江東区、江戸川区
新宿支店	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-14-9 (7.8階)	03 (3343) 1261	新宿区、中野区、杉並区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、島嶼
千住支店	〒120-0036 東京都足立区千住仲町41-1 (大樹生命北千住ビル7階)	03 (3870) 2125	荒川区、足立区、葛飾区 茨城県のうち龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡 千葉県のうち松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、印西市 (旧印旛村を除く)、白井市、印旛郡のうち米町
大森支店	〒143-0016 東京都大田区大森北 1-15-17 (4階)	03 (5763) 3001	品川区、大田区
池袋支店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-24-1 (ニッセイ池袋ビル 9階)	03 (3986) 1261	豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市
立川支店	〒190-8551 立川市曙町 2-8-3 (新鈴春ビル 7階)	042 (528) 1261	三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く)
横浜支店	〒231-8831 横浜市中区南仲通 2-21-2 (4階)	045 (682) 1061	神奈川県 (厚木支店営業区域を除く)
厚木支店	〒243-8575 厚木市中町 3-11-21 (明治安田生命厚木ビル 4階)	046 (297) 5071	相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡
甲府支店	〒400-0031 甲府市丸の内 2-26-2 (3階)	055 (228) 5790	山梨県
新潟支店	〒950-0088 新潟市中央区万代 4-4-27 (メットライフ新潟テレコムビル 8階)	025 (244) 3122	新潟県
松本支店	〒390-0811 松本市中央 1-4-20 (日本生命松本駅前ビル 7階)	0263 (33) 0300	長野県

## 東海・北陸地区

富山支店	〒930-0004 富山市桜橋通り 2-25 (日進富山ビル 2階)	076 (442) 2483	富山県
金沢支店	〒920-0919 金沢市南町 6-1 (朝日生命金沢ビル 6階)	076 (231) 4275	石川県
福井支店	〒918-8004 福井市西木田 2-8-1 (福井商工会議所ビル 2階)	0776 (33) 0030	福井県

店舗名	所在地	電話番号	担当エリア
静岡支店	〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59-6 (大同生命静岡ビル 8 階)	054 (254) 3631	静岡県 (浜松支店営業区域を除く)
浜松支店	〒430-7723 浜松市中央区板屋町 111-2 (浜松アクトタワー 23 階)	053 (453) 1611	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
名古屋支店	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-25-9 (堀内ビル 8 階)	052 (551) 5181	愛知県 (熱田・岡崎支店営業区域を除く)
熱田支店	〒456-0025 名古屋市長久保区玉の井町 7-30 (2 階)	052 (682) 7881	名古屋市のうち瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区・半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
岡崎支店	〒444-0043 岡崎市唐沢町 1-4-2 (朝日生命岡崎ビル 3 階)	0564 (65) 3025	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡、北設楽郡
岐阜支店	〒500-8844 岐阜市吉野町 6-31 (岐阜スカイウイング 37 西棟 3 階)	058 (265) 3171	岐阜県
津支店	〒514-0021 津市万町津 133 (4 階)	059 (227) 0251	三重県

### 近畿地区

大津支店	〒520-0051 大津市梅林 1-3-10 (滋賀ビル 4 階)	077 (524) 3825	滋賀県
京都支店	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 (アーバンネット四条烏丸ビル 4 階)	075 (221) 7825	京都府
大阪支店 営一事業	〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-3-5 (梅新第一生命ビルディング 9 階)	06 (6314) 7615	大阪市のうち北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区および東淀川区、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、三島郡、豊能郡
営二事業	〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-3-5 (梅新第一生命ビルディング 9 階)	06 (6314) 7810	大阪市のうち都島区、中央区、東成区、旭区、城東区および鶴見区、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四条畷市、交野市
阿倍野支店	〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12 (3 階)	06 (6623) 2160	大阪市のうち天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区
大阪西支店	〒550-0005 大阪市西区西本町 1-13-47 (新信濃橋ビル 3 階)	06 (4390) 0366	大阪市のうち西区・港区・大正区・浪速区・西成区・住之江区
東大阪支店	〒577-0054 東大阪市高井田元町 2-9-2 (3 階)	06 (6787) 2661	東大阪市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
堺支店	〒591-8025 堺市北区長曾根町 130-23 (堺商工会議所会館 4 階)	072 (255) 1261	堺市、富田林市、高石市、泉大津市、和泉市、河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、南河内郡、泉北郡、泉南郡
奈良支店	〒630-8115 奈良市大宮町 7-1-33 (奈良センタービルディング 5 階)	0742 (35) 9910	奈良県
和歌山支店	〒640-8158 和歌山市十二番丁 58 (3 階)	073 (431) 9301	和歌山県
神戸支店	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-7-4 (ハーバーランドダイアニッセビル 13 階)	078 (362) 5961	兵庫県

### 中国地区

岡山支店	〒700-0904 岡山市北区柳町 1-1-27 (TOCHビル岡山市役所筋 8 階)	086 (222) 7666	岡山県
広島支店	〒730-0031 広島市中区紙屋町 1-2-22 (広島トランヴェールビルディング 6 階)	082 (247) 9151	広島県
鳥取支店	〒680-0833 鳥取市末広温泉町 723 (鳥取県 JA 会館 6 階)	0857 (23) 1641	鳥取県
松江支店	〒690-0887 松江市殿町 111 (松江センチュリービル 7 階)	0852 (21) 0110	島根県
下関支店	〒750-0016 下関市細江町 2-4-3 (2 階)	083 (223) 2251	山口県

### 四国地区

高松支店	〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 (いちご高松ビル 3 階)	087 (851) 9141	香川県
徳島支店	〒770-0856 徳島市中洲町 1-58 (3 階)	088 (625) 7790	徳島県
松山支店	〒790-0003 松山市三番町 6-7-3 (4 階)	089 (943) 1231	愛媛県
高知支店	〒780-0834 高知市堺町 2-26 (高知中央ビジネススクエア 2 階)	088 (875) 0281	高知県

### 九州地区

福岡支店	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-21-12 (4~6 階)	092 (431) 5296	福岡県 (北九州支店営業区域を除く)
北九州支店	〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10 (大同生命北九州ビル 4 階)	093 (531) 9191	北九州市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、田川郡、京都郡、築上郡、鞍手郡のうち鞍手町
佐賀支店	〒840-0816 佐賀市駅南本町 4-21 (4 階)	0952 (24) 7224	佐賀県
長崎支店	〒850-0057 長崎市大黒町 10-4 (3 階)	095 (823) 6191	長崎県
熊本支店	〒860-0801 熊本市中央区安政町 4-22 (6 階)	096 (352) 9155	熊本県
大分支店	〒870-0034 大分市都町 2-1-12 (4 階)	097 (532) 4106	大分県
宮崎支店	〒880-0805 宮崎市橘通東 3-6-30 (5 階)	0985 (24) 4214	宮崎県
鹿児島支店	〒892-0843 鹿児島市千日町 1-1 (センテラス天文館 5 階)	099 (223) 2221	鹿児島県

### 海外駐在員事務所

バンコク駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand (国際ダイヤル) 66-2-252-5496
上海駐在員事務所	中国上海市長寧区延安西路 2201 号上海国際貿易中心 1616 室 郵編: 200336 (国際ダイヤル) 86-21-6275-8908
ホーチミン駐在員事務所	Suite 1803-1805/ 18th Floor, Saigon Tower, 29 Le Duan Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam (国際ダイヤル) 84-28-3535-8921

※上表は令和 8 年 3 月 2 日現在の状況であり、今後も店舗統合により変更される可能性があります。※上表は中小企業事業の専門職員が常駐する店舗一覧です。→店舗の最新情報や日本公庫の他の事業については、[ホームページ \(https://www.jfc.go.jp/\)](https://www.jfc.go.jp/) をご覧ください。

## 日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 特別貸付のご案内

中小企業の皆さまのご計画内容に応じて、さまざまな種類の特別貸付がご利用いただけます。

### ● 新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③(上限2.5%)
スタートアップ支援資金	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	直接貸付20億円	20年以内 (うち据置期間10年以内)	特別利率②(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転15年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率-0.2% 基準利率
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率① 基準利率

### ● 企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化を図る方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.2% 基準利率
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間原則2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間原則2年以内)	特別利率①②③(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転10年以内 (うち据置期間5年以内)	特別利率①②③(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①② 基準利率
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率
SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組む方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率
省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率
価格転嫁・取引適正化推進資金	受託中小企業の振興を図る方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率

### ● 環境・エネルギー対策貸付 環境対策に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.65% 基準利率
BCP資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.9% 基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率

## ●セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付 7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置期間 3年以内) 運転 10年以内 (うち据置期間 3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限 2.5%) 基準利率-0.4% (上限 2.5%)
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	直接貸付 3億円	設備 20年以内 (うち据置期間 3年以内) 運転 10年以内 (うち据置期間 3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限 2.5%)
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	運転 10年以内 (うち据置期間 3年以内)	基準利率

## ●企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
事業再生・企業再建支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	直接貸付 20億円	1年以内 (うち据置期間 1年以内) ※一定の要件を満たす場合は、設備 10年以内、運転 5年以内 (うち据置期間 2年以内)	基準利率 (上限 2.5%)
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備 10年以内 (うち据置期間 2年以内) 運転 5年以内 (うち据置期間 2年以内)	
	〈企業再建〉 経営改善や経営再建などに取り組む方		20年以内 (うち据置期間 5年以内)	基準利率 (上限 2.5%) 特別利率② (上限 2.5%) 特別利率③ (上限 2.5%)

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乘せられます。

## ●挑戦支援資本強化特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
挑戦支援資本強化特別貸付	新規事業または企業再建などに取り組む方であって、一定の雇用効果が認められる事業や地域社会にとって不可欠な事業を営む方など	直接貸付 15億円	5年1ヵ月または6年から20年までの各年 (期限一括償還)	期間5年1ヵ月: 3.25%、0.50% 期間6年、7年: 3.40%、0.50% 期間8年~10年: 3.65%、0.50% 期間11年~15年: 3.80%、0.50% 期間16年~20年: 3.95%、0.50%

## ●シンジケートローン特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
シンジケートローン特別貸付	新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方(注)であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方	直接貸付 14億4千万円	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間 ただし、設備資金は 30 年以内、運転資金は 20 年以内に限る。	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した利率 ただし、固定利率の場合は、一定の制約有。

(注) 新企業育成貸付 (一部の制度を除く。)、企業活力強化貸付 (一部の制度を除く。)、環境・エネルギー対策貸付または企業再生貸付の適用要件を満たす方

## ●危機対応後経営安定貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
危機対応後経営安定貸付	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受けた方	直接貸付 20億円 代理貸付 2億2千5百万円	運転 20年以内 (うち据置期間 2年以内)	基準利率 (上限 2.5%)

## ●その他の貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備 20年以内 (うち据置期間 5年以内) 運転 15年以内 (うち据置期間 5年以内)	(1) 基準利率-1.4% (融資後3年間) 基準利率-0.5% (融資後4年目以降) (2) 基準利率-0.9% (融資後3年間) (3) 基準利率 (長期運転資金に限り、上限 3%) ※(2)、(3) は一定の要件に該当する場合には利率の控除 (0.2%、0.3% または 0.5%) の適用可能
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備 20年以内 (うち据置期間 5年以内) 運転 15年以内 (うち据置期間 5年以内)	(1) 基準利率-0.9% (融資後3年間) 基準利率-0.5% (融資後4年目以降) (2) 基準利率
令和6年能登半島地震特別貸付	令和6年能登半島地震により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備 20年以内 (うち据置期間 5年以内) 運転 15年以内 (うち据置期間 5年以内)	(1) 基準利率-0.9% (融資後3年間) 基準利率-0.5% (融資後4年目以降) (2) 基準利率
災害復旧貸付	災害により被害を受けた方	直接貸付 1億5千万円 (別枠) 代理貸付 7千5百万円 (別枠)	設備 15年以内 (うち据置期間 2年以内) 運転 10年以内 (うち据置期間 2年以内)	基準利率

上記は本制度の概要です。詳しくは日本政策金融公庫の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル



0120-154-505

(行こうよ! 公庫)

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 賃上げ貸付利率特例制度 のご案内

従業員の賃上げに取り組もうとする中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより、賃上げの取組みを促進することを目的とする制度です。

## ご利用 いただける方

特別貸付制度<sup>(注)</sup>に基づき、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（最近の決算期において既に増加している方を含みます。）

(注) 一部ご利用いただけない貸付制度もあります。

## 特例制度の 内容

### 利用限度

適用する特別貸付制度の貸付限度額

### 利率 適用期間

適用する特別貸付制度に定める利率からご融資後2年間0.5%を控除します。

### その他

- 事業の用に使用されない土地の取得については本制度の対象にできません。
- 上記以外の貸付条件は、各特別貸付制度で定められています。

※本制度の利用には、事業の見通し等について、日本公庫の審査が必要になります。  
審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

## 本制度のお申し込み

日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。